

令和8年1月
富士市農業委員会会議 議事録

1 開催日時 令和8年1月13日(火) 午前9時30分から11時00分

2 開催場所 富士市役所庁舎9階 第2委員会室

3 委員の出席及び欠席

	出席	欠席	
農業委員会会長	○	17番	渡邊 萬里
農業委員会会長職務代理者	○	1番	望月 稔
農業委員	○	2番	佐野 宏一郎
〃	○	3番	田村 英俊
〃	○	4番	宮崎 和洋
〃	○	5番	谷津倉 寛
〃	○	6番	笹古 時男
〃	○	7番	望月 芳久
〃	○	8番	齋藤 勝
〃	○	9番	鈴木 一孝
〃	○	10番	新舟 進
〃	○	11番	長尾 忠
〃	○	12番	佐野 隆洋
〃	○	13番	太田 篤子
〃	○	14番	渡邊 敏行
〃	○	15番	山本 恵
〃	○	16番	齊藤 金昭
〃	○	18番	後藤 環
〃	○	19番	藤田 哲哉

4 農業委員会事務局職員

事務局長 原 清浩

統括主幹 深澤 公保

主 幹 野村 昌寛

主 査 佐藤 信子

主 査 小林 靖尚

5 議事

(1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について

【会 長】

まず、議事に先立ち、議事録署名人を指名いたしますが、指名しても、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないと認め、2番 佐野 宏一郎 君、3番 田村 英俊 君の両名を、本日の会議の議事録署名人に指名いたします。次に、本日の会議書記については、農業委員会事務局職員の佐藤主査を指名いたします。

それでは、次第4の議事に入ります。

議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」ですが、これにつきましては先に配布してあります「富士市農業委員会会議議案」により審議を進めます。

お手元の議案2ページ、議第1号「農地法第3条の規定による許可決定について」の審査から、議第4号「非農地証明申請書の審議について」までの、計4件を順に議題に供します。

事務局に朗読させます。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

初めに、議案4ページの議第1号「農地法第3条の規定による許可決定について」の審議をお願いします。

須津地区1番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

譲渡人は労力不足により耕作管理が難しいとのこと、申請地は駿河湾を一望できる手入れされた茶園で、譲受人が10年ほど前から申請地を借りて耕作をしており、今後の管理についてもしっかりとした考えをもっているため、問題ないと思います。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

【会 長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

【会 長】

須津地区1番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

須津地区1番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、「農地法第3条の規定による許可決定について」の審議を終わります。

続いて、議案5ページの議第2号の「農地法第4条第1項の規定による許可決定について」の審議をお願いします。

伝法地区1番について、事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

申請者は相続人の配偶者です。申請地は、昭和 57 年に住宅用地として競売で落札しましたが、現在は貸駐車場となっています。相続登記時に農地であることが判明したとのことです。周囲も駐車場、公共施設、住宅などが広がっており問題ないと思います。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【会 長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから、第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。

【会 長】

伝法地区1番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

伝法地区1番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、「農地法第4条第1項の規定による許可決定について」の審議を終わります。

続いて、議案6ページの議第3号の「農地法第5条第1項の規定による許可決定について」の審議をお願いします。

大淵地区1番について、事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

申請地左側は駐車場、右側は3メートルくらいの生け垣のようになっている、中は草を刈った状態でしたが、長く耕作はされていないと思われます。譲受人が会社の駐車場として利用したいとのことで、問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【会 長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから、第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。

【会 長】

大淵地区1番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

大淵地区1番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、北部地区2番と3番は関連がありますので一括審議します。事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

譲受人は、多機能型福祉施設です。2番については、マイクロバス、職員、利用者の駐車場として利用したいとのことです。3番については、利用者の運動場としたいとのことです。申請地一部は駐車場として利用、他も耕作はされておらず問題ないと思います。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【会 長】

次に、事務局から補足説明願ひます。

【事務局】

本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから、第3種の農地と考へます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考へます。

【会 長】

北部地区2番と3番についてご質問ございませぬか。

(質問なし)

質疑ございませぬので、裁決に移ります。

北部地区2番と3番についてご異議ございませぬか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、「農地法第5条第1項の規定による許可決定について」の審議を終わります。

続いて、議案7ページの議第4号の「非農地判断について」の審議をお願いします。

松野地区1番について、事務局から説明願ひます。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

申請地は、12月に3条で審議済みの土地の近くで申請者も同じです。平成9年に相続しましたが、祖父が昭和61年頃に倉庫を建てて使用していたとのこと。申請地は、道路より2mくらい低いところにありますが、道路の高さに入り口を合わせた倉庫が建てられていました。鉄骨の状態からも長く使われていたことが確認できました。農地への復元は困難なため、問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【会 長】

松野地区1番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

松野地区1番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、「非農地の判断について」の審議を終わります。

【会 長】

次に、議案3ページの専決報告について、事務局に報告させます。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

以上で、議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」を終わりとし
ます。

以上で議事等はすべて終了しました。

令和8年1月13日

農業委員会会長

同 委員

同 委員
